

お気をつけください 被扶養者の認定要件

－ 被扶養者のいる公立学校共済組合員の方へ －

さかのぼって被扶養者の認定を取り消す事例が多数発生しています。取り消された期間の医療費の返納や国民健康保険料（税）の納付など、組合員の方へ一時に大きな負担が生じることがありますので、被扶養者の収入等が認定要件を満たしているか、常に確認くださるようお願いします。

1 下記の方は被扶養者にはなりません

- (1) 年額^(注1) 130万円以上（障害年金を受けられる程度の障害を有する者又は60歳以上の者は180万円以上）の恒常的な収入がある者は、被扶養者として認定できません。

複数の種類の収入がある場合には、すべての収入を合算した収入総額で確認をします。

給与等、月単位とする収入の場合、【月額 108,334 円（＝130万円÷12月）】

失業給付等のように、日単位とする収入の場合は【日額 3,612 円（＝130万円÷12月÷30）】が基準となります。

注1 年額とは、暦年または会計年度という特定の期間ではなく、向こう一年間に見込まれる収入をいいます。

※ 上記以外の任用期間（1年未満）で、一定の期間中の報酬額または勤務時間が定められている場合、その期間中の報酬見込額が130万円を下回る場合であっても、その見込額を月額または日額に換算した額が月額 108,334 円または日額 3,612 円を超える場合は、任用開始時点から被扶養者の収入要件を満たさないものとなります。

例）特別認定被扶養者が次の条件で就職した場合

任用期間 6 か月 任用期間中の勤務時間数 420 時間 時給 2,900 円である場合
 任用期間中の報酬総額 2,900 円 × 420 時間 = 1,218,000 円
 任用期間中の月あたり報酬額 1,218,000 円 ÷ 6 か月 = 203,000 円
 この場合、任用当初から 203,000 円相当の報酬月額を受けるものとし、任用開始時点で被扶養者認定は取消となります。

- (2) 組合員が、他の健康保険制度に加入する配偶者と共同で子を扶養している場合で、組合員の収入が配偶者の収入を下回ったり、配偶者と同程度の収入^(注2)と認められないときは、子を被扶養者として認定できません。

注2 「同程度の収入」とは、双方の収入の差額が、収入の多い方の1割以内であることをいいます。組合員が育児休業等^(注3)のため無給の場合は、育児休業等^(注3)の期間中に限り、収入比較を行うことなく、引き続き認定することができます（別途継続認定の手続が必要です。）。

注3 育児休業等とは、育児休業の他、産前産後休暇を含みます。

※ 夫婦共に公立学校共済組合員で、夫婦の一方に扶養手当が認定されている子の場合は、扶養手当が認定されている方の被扶養者となります（組合員が育児休業・産前産後休暇の場合を除きます。）。

夫婦共に公立学校共済組合員で、夫婦のどちらにも扶養手当が認定されていない子の場合は、被扶養者申告書を提出した組合員の被扶養者とします。

- (3) その他認定要件については、「福利のしおり」P10～13を御参照ください。

2 恒常的な収入の範囲は？

- (1) 給与収入

非課税の交通費、費用弁償等を含みます。

- (2) 資産所得、事業所得、農業所得等

社会通念上明らかに必要と認められる経費については、原則控除します（ただし、青色申告特

別控除、専従者控除を除きます。）。詳細については資格管理担当にお問合せください。

(3) 株等譲渡収入

株等とは、株式の他に債券、投資信託、FX、先物取引等が該当します。

譲渡価額から取得価額を差し引いた額を収入とします。

特定口座（確定申告不要）の場合は、「特定口座年間取引報告書」により確認します。

(4) 公的年金（企業年金も含む）、私的年金（iDeCo、個人年金、財形年金等）

非課税の遺族・障害年金、年金生活者支援給付金等を含みます。

私的年金については、総収入額で判断します。

(5) 利子所得、配当所得

(6) 傷病手当金

(7) 地方公共団体から支給される特別障害者手当等

(8) 失業給付

(9) 司法修習生に給付、貸与される修習資金、日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金、生活補助的な奨学金等

(10) その他あらゆる恒常的な収入を含みます。 ※課税・非課税を問いません。

3 主な取消事例

(1) 被扶養者が他の健康保険制度の適用を受けた

⇒被扶養者が勤務先で健康保険証又は組合員証を交付された（される）場合で、他の健康保険の資格取得日まで、当組合の被扶養者の認定要件を満たしている場合は、他の保険証に記載の資格取得日が当組合の被扶養者資格喪失日となります。

(2) 給与収入が年額 130 万円以上になった

⇒①雇用条件として時給、勤務時間数、勤務日数等が確定しており、月額が 108,334 円以上となることが見込まれる場合で、当該雇用条件での採用日までの間、当組合の被扶養者の認定要件を満たしているときは、当該採用日が資格喪失日となります。

②雇用条件として時給により勤務実績で支給されるなど、月額が見込めない場合は、年間限度額以上となった月の給与支給日が資格喪失日となります。

（例）令和 4 年 4 月 1 日 アルバイト開始

令和 4 年 4 月～令和 4 年 3 月の計…1,200,000 円

令和 4 年 5 月～令和 5 年 4 月の計…1,260,000 円

令和 4 年 6 月～令和 5 年 5 月の計…1,310,000 円

→ 令和 5 年 5 月の給与支給日で取消

※ 収入超過の場合は、勤務先で健康保険証等の交付の有無にかかわらず、取消となります。

※ 扶養手当とは異なり、申立による例外的な継続認定はできません。

(3) 年金が年額 180 万円以上になった

⇒年金額が改定された場合、速やかに改定通知書等にて支給額（所得税等控除前の金額）を確認してください。物価変動に応じて改定されるほか、誕生日を迎えると請求により新たな年金が決定し、増額になることがありますので御注意ください。

※ 受給しているすべての種類の年金の合計額を確認してください。

所得証明書に記載されない非課税の遺族・障害年金、年金生活者支援給付金、公的年金以外の私的年金も恒常的な収入に含まれますので御注意ください。

(4) 子を扶養しているが、配偶者（他の健康保険制度加入）の収入が自分の収入を上回った

⇒源泉徴収票が交付された（確定申告をした）時点で速やかに収入比較をしてください。源泉徴収票の確認の結果、配偶者と組合員の収入差額が、収入の多い方の 1 割を超えた場合

は、1月31日（確定申告をしている場合は確定申告日）が資格喪失日となります。

(5) 認定後に、失業給付を受給することになった

⇒日額 3,612 円以上の失業給付を受給することとなった場合は、失業給付の受給権が生じた日が資格喪失日となります。

※ 退職による認定をした被扶養者については、退職後、一定の待機期間経過後に失業給付が支給開始することがありますので特にご注意ください。

(6) 別居している被扶養者に対する送金事実が確認できない。

⇒別居の特別認定被扶養者に対し送金事実の確認ができない場合、被扶養者認定は取消となります。検認等で発覚の場合は長期にわたる遡及取消の可能性がありますのでご注意ください。詳しくは令和5年10月2日付け公共埼第398号「別居被扶養者に対する送金方法について」を参照ください。

(7) 別居の被扶養者（父母等）の収入額に占める組合員の送金額の割合が3分の1を下回っている。

⇒たとえば、被扶養者である母親が公的年金収入として年額100万円を受けており、組合員は60万円を送金していたところ、母親が65歳に達し、老齢基礎年金を年額70万円受けることとなり母親自身の年間収入額が170万円となった。この場合

母親 65 歳以前 母年金額 100 万円 + 組合員送金額 60 万円 = 160 万円
組合員送金額 60 万円 / 160 万円 = 37.50% (3 分の 1 以上)

母親 65 歳以降 母年金額 170 万円 + 組合員送金額 60 万円 = 230 万円
組合員送金額 60 万円 / 230 万円 = 26.08% (3 分の 1 未満)

老齢基礎年金受給開始後に、送金額がそれ以前と同額である場合は3分の1を下回るため、被扶養者認定取消となります。

4 被扶養者の収入状況確認及び検認に向けた資料準備のお願い

(1) 収入確認書類の保管をしてください。

収入確認に必要な資料を必ず保管してください。

例：年金証書、年金額決定改定通知書（公的年金、個人年金にかかわらず）

確定申告書 給与明細書（通勤手当、交通費の確認）、個人年金請求書の控え等

※ 確認書類が提出できない場合、資料により確認できる最も古い時点にさかのぼって取消となる可能性があります。

(2) 常に最新の収入状況等を把握してください。

源泉徴収票の交付（1月頃）、所得証明書（6月頃）、確定申告（2月～3月頃）、年金決定（65歳到達等）、年金額改定通知の送付（6月頃）等の際は、最新の収入状況等を把握するようにお願いします。必要に応じて被扶養者の異動、取消の手続きをお願いします。

(3) 被扶養者認定要件を満たしていない場合は事実発生日に遡及して取消しとなります。

来年度の検認等で、被扶養者の認定要件を満たしていなかったことが判明した場合、その事実発生日にさかのぼり取消となります。特に公的年金が支給されることとなった場合（国民年金支給開始、老齢厚生年金繰り上げ支給開始等）や個人年金の支給開始等が、後に判明することが多いのでご注意ください。

御不明な点については、福利課資格管理担当までお問合せください。

電話 048 (830) 6694